

教職員のワーク・ライフ・バランスについて

1 現状と課題

県教育委員会は、平成 17 年に「教職員の総勤務時間縮減に係る指針」を策定し、以降、三重県教育ビジョンに「教職員の働きやすい環境づくり」を掲げ、公立学校のすべての教職員の勤務状況を把握し、業務の簡素化・効率化を図るなど様々な取組を進めてきましたが、総勤務時間の縮減にはつながっていません。また、平成 28 年度に実施された国の調査においても、教職員の週勤務時間は 10 年前と比較して中学校で約 5 時間、小学校で約 4 時間増加しています。

教育ニーズが多様化する中において、よりよい教育活動を実践するためには、教職員が健康で意欲を持って子どもたちと向き合うことが大切です。また、教職員同士が互いに協力し合える組織風土づくりを進め、教職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、実効性ある取組を継続して展開していくことが課題となっています。

2 「教職員の働き方改革」に係る県教育委員会のこれまでの取組

(1) 教職員の勤務状況の把握

- 県立学校教職員は平成 18 年度から三重県立学校過重労働対策報告システムへ各教職員が入力、小中義務教育学校教職員は平成 24 年度から自己申告制によって校長が取りまとめて市町等教育委員会へ報告
- 各小中義務教育学校のデータは市町等教育委員会が取りまとめ、県教育委員会へ報告し、県教育委員会は県全体の時間外労働時間と休暇取得日数を把握

【教職員 1 人あたりの月平均時間外労働時間】 (時間/月)

	H24	H25	H26	H27	H28
小学校	21.23	23.03	23.36	24.10	25.27
中学校	37.73	38.32	39.55	40.19	40.68
県立学校	17.60	17.60	17.61	18.27	18.34

⇒本県教職員の時間外労働時間は増加傾向にある。

【教職員 1 人あたりの年平均休暇取得日数 (特別休暇を含む)】 (日/年)

	H24	H25	H26	H27	H28
小学校	21.01	21.32	18.88	19.74	19.11
中学校	17.93	17.69	15.83	15.88	15.95
県立学校	19.53	20.77	19.91	19.88	20.58

【教職員の主な時間外労働の要因 (県立学校)】

学校運営	部活動	教科活動	学級活動	その他
34.9%	29.5%	24.8%	14.5%	2.0%

※県立学校の過重労働対象者に対する調査。複数回答。

(2) 教職員の満足度調査の実施

- 平成 22 年より労使による「教職員満足度調査」を 20 項目各 5 点満点（計 100 点満点）で実施

【教職員満足度調査の推移】

(点)

	項目	H25	H26	H27	H28
全 20 項目の計 (100 点満点)	満足度	59.82	61.53	61.93	62.03
今の仕事にやりがいがありますか (5 点満点)	満足度	①3.9	①3.9	①3.8	①3.8
	重要度	①4.4	①4.4	①4.5	①4.4
休憩・休息など「ホッ」とできる場所がありますか (5 点満点)	満足度	⑱2.4	⑱2.3	⑱2.3	⑱2.2
	重要度	⑬3.9	⑭3.9	⑭3.9	⑭3.9
現在の総勤務時間は適切ですか (5 点満点)	満足度	⑳2.1	⑳2.1	⑳2.1	⑳2.1
	重要度	⑫3.9	⑪4.0	⑪4.0	⑩4.0

※ 各項目の○数字は 20 項目中の順位

- ⇒ 「仕事のやりがい」については、満足度と重要度ともに高い
- ⇒ 「休憩・休息など「ホッ」とできる場所がありますか」「現在の総勤務時間は適切ですか」については、満足度が低くなっているが、重要度もそれほど高くない

(3) 教職員の総勤務時間縮減に向けた取組

- 「教職員の総勤務時間縮減に係る指針」を策定(H17.3)
- 「学校経営の改革方針」等に総勤務時間縮減の数値目標と具体的取組内容を記載
- 業務の簡素化・効率化の取組
 - ・ 総勤務時間縮減取組事例集の配付(H27.3)
- 学校の組織力向上に向けた取組
 - ・ 管理職対象のマネジメント研修(H25～)
 - ・ 新任管理職対象のワーク・ライフ・バランスの推進の研修(H28～)
- 勤務時間制度の見直し (H26～)
 - ・ 週休日の振替期間を拡大し、長期休業中に振替が可能になるよう改善
 - ・ 変形労働時間制度の適用対象業務の要件を拡大
- 県教育委員会が主催する調査・会議等の削減・縮減等の取組 (H24～)
 - ・ 平成 29 年度からは、数値目標を定めて実施 (参照 3 (2))
- 労働安全衛生に係る取組
 - ・ 平成 28 年度までにすべての公立学校に学校安全衛生委員会を設置
 - ・ 学校安全衛生委員会において総勤務時間縮減取組に関する協議の場として活用
- 各種課題対応における専門家や外部人材の活用
 - ・ 地域のスポーツ指導者を中学校・高等学校に派遣
 - ・ 文化部活動の活性化のための外部指導者を派遣

- ・いじめや暴力行為等の課題に対応するため、スクールカウンセラーを全中学校区に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを学校の要請に応じて派遣

- 教職員の健康管理対策、教職員のメンタルヘルス対策
 - ・教職員のストレスチェック、リワーク支援を実施
 - ・メンタルヘルスにかかる相談、研修、講習会の開催

3 県及び市町等教育委員会が今年度新しく始めた取組の状況

(1) すべての公立学校が統一して実施する取組

- 市町等教育委員会及びすべての公立学校が、時間外労働の削減と休暇取得日数の増加の目標値を設定し、「月に1～2日の定時退校日の設定」「週に少なくとも1日の部活動休養日の設定」「会議時間の短縮」に取り組んでいる

【平成29年上半期総勤務時間縮減取組の状況】 (%)

	取組状況	小学校	中学校	県立
定時退校日の設定	定時退校日を設定した学校の割合	99.4	98.1	96.3
	定時退校した教職員の割合	73.4	78.7	82.9
部活動休養日の設定	部活動休養日を設定した学校の割合	—	100	100
	部活動休養日を実施した部活動の割合	—	94.6	94.7
会議時間の短縮	会議時間の短縮に取り組む学校の割合	100	100	100
	放課後に開催されて60分以内に終了した会議の割合	43.5	36.7	75.4

(2) 調査・会議等の削減・縮減等の取組

- 教育委員会事務局の年間のすべての調査・会議の洗い出しと削減・縮減等を検討
- 平成29年度は平成28年度実施分の約8割にすることを目標に削減・縮減等を進める。上半期は95% (84/88) を達成

(3) 保護者周知及び教職員啓発用のリーフレットとポスターの作成・配布

- 保護者に対して定時退校日及び部活動休養日設定の取組への理解と、教職員の休暇取得促進のためリーフレットとポスターを作成・配布

(4) 県立学校における学校閉校日の設定（試行）

- 平成26年度より県教育委員会が主催する会議・研修を実施しない期間の設定を開始。平成29年度に県立学校を対象に8/10～8/16の期間で学校閉校日の取組を試行実施 (46/71校で実施)

【参考】小中学校の学校閉校日については、平成27年度調べで、夏季26/29市町、冬季6/29市町で実施

(5) 学校現場における業務改善（文部科学省モデル事業）の推進

- 総勤務時間縮減の目標値や取組項目を定めた県教育委員会の業務改善ポリシーを策定
- 業務改善担当者会議や研修会を開催し、効果的な取組を市町教育委員会に共有
- 「チームとしての学校」をテーマとした実証研究の実施

(6) 部活動ガイドラインの策定

- 公立中学校及び県立高等学校の部活動運営の適正化に向けて、指導の充実、休養日の設定等について基本的な事項、留意点をまとめたガイドラインを年度内に策定

(ガイドライン中間案のポイント)

① 休養日の設定

【中学校】

1週間のうち、2日は休養日を設定する。(うち1日は土曜日または日曜日とする。)

【高等学校】

1週間のうち、1日は休養日を設定する。(土曜日または日曜日の1日とする。)

※部の活動状況(大会等)により、休養日を設定できない場合は、必ず違う曜日に休養日を設定(代替日)する。

② 活動時間の設定

【中学校】

平日は、2時間以内とする。

【高等学校】

平日は、3時間以内とする。

【中・高等学校】

週休日および休日(長期休業期間を含む)に活動する場合は、4時間以内とする。

※やむを得ない事情から活動時間を延長する場合は、活動計画等により、校長の承認を得るようとする。